

○飯塚市包括ケア会議設置要綱

平成18年3月26日
飯塚市告示第68号

(設置)

第1条 この告示は、要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等を対象に、介護サービスや介護予防サービスの総合調整を図るとともに、専門的・継続的な相談支援を行うため、飯塚市包括ケア会議の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 包括ケア会議の事業内容は次のとおりとする。

- (1) 処遇困難ケースの事例検討を行い支援方針を検討すること。
- (2) 保健・医療・福祉サービスの総合調整を行うこと。
- (3) 在宅介護支援センター及び介護支援専門員の指導・支援を行うこと。
- (4) 関係機関の業務における問題点の検討及び助言を行うこと。
- (5) 老人福祉法第11条に規定する措置の要否に関すること。
- (6) その他高齢者の福祉向上に関する事項の検討・調整を行うこと。

(構成)

第3条 包括ケア会議は次に掲げる者のうちから、必要な構成員をもって開催する。

- (1) 市の高齢者支援課職員、介護保険課職員及び保健師
- (2) 在宅介護支援センター職員
- (3) 居宅介護支援事業所及びサービス機関
- (4) 医療関係者
- (5) 民生委員・児童委員、福祉委員
- (6) 社会福祉協議会職員
- (7) その他、必要と認められる者

(運営)

第4条 包括ケア会議は地域包括支援センターが開催する。

- 2 包括ケア会議は必要に応じて開催する。
- 3 包括ケア会議の庶務は高齢者支援課にて行う。

(情報の保護)

第5条 包括ケア会議の開催にあたっては、個人情報の保護を徹底する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。